

## 第2期明石文化芸術創生基本計画（素案）について

### 1 趣旨

本市では、市民、団体及び市等が連携し、文化芸術のすそ野拡大と魅力ある文化芸術の創造・発展を目指して、2009年(平成21年)3月に明石文化芸術創生条例を制定しました。この条例に基づき、2011年(平成23年)には明石文化芸術創生基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、以降、この計画に沿って文化芸術に関する施策の推進に取り組んでいます。

基本計画は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、計画期間を2年間延長しておりましたが、今年度末で計画期間を終えることから、現在、第2期明石文化芸術創生基本計画(以下「第2期基本計画」という。)の策定を進めており、その素案につきまして報告するものです。

### 2 第2期基本計画（素案）の概要

#### (1) 策定の目的

文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るための指針を示すことを目的に策定します。

#### (2) 計画の位置付け

- ・ 文化芸術基本法(第7条の2)に規定する地方文化芸術推進基本計画
- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(第8条)に規定する地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画
- ・ 明石文化芸術創生条例(第9条)に規定する文化芸術の振興に関する基本計画
- ・ あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)及びあかしSDGs戦略計画に基づく文化芸術分野の個別計画

#### (3) 計画期間

あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)に合わせ、2023年度(令和5年度)から2030年度(令和12年度)までの8年間とします。ただし、文化芸術を取り巻く社会環境の変化や「あかしSDGs戦略計画(明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略)」の改定等に応じて、随時見直します。

#### (4) 策定経緯

- ・ 明石市文化団体連合会との意見交換を実施(令和3年10月)
- ・ 明石文化国際創生財団との意見交換を実施(令和3年10月から随時)
- ・ 教育委員会からの意見聴取【法第7条の2第2項】(令和4年11月)
- ・ パブリックコメントの実施(令和4年12月中旬から令和5年1月中旬予定)

### 3 基本計画改定のポイント

#### (1) 障害者による文化芸術活動の推進に関する計画に位置付け

2018年（平成30年）に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定され、「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」の策定が努力義務として規定されました。

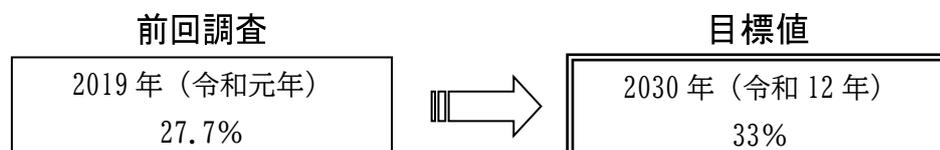
第2期基本計画は、あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）におけるまちづくりの方向性を踏まえて、障害者を含む全ての市民が等しく文化芸術活動に取り組むための環境を整え、文化芸術の振興を図ることを目的としていることから、「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」に位置付けます。

#### (2) 文化観光の考え方や取組の方向性を追記

令和2年に施行された「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の趣旨に鑑み、文化の発展を観光需要につなげ、観光振興によるまちの潤いがさらに文化の発展を支えていくという好循環を目指します。

#### (3) 成果目標（数値指標）を設定

市民の文化芸術活動の進展を数値で把握するため、成果目標として「まちづくり市民意識調査」における「この1年程度の間、文化芸術活動をしましたか？」という問いに対し、「よくした」「時々した」と答えた割合が、2030年（令和12年）までに33%（概ね3人に1人の割合）となることを掲げます。



<文化芸術活動の例>

- ・コンサート、演劇、映画、美術等の鑑賞
- ・文化芸術系サークル活動、茶道やいけばな等の習い事
- ・工芸、絵画の創作 など

### 4 今後のスケジュール

2022年 12月 生活文化常任委員会で素案を報告  
パブリックコメントの実施

2023年 3月 生活文化常任委員会で最終案を報告、計画策定

### 5 参考資料（別紙のとおり）

- ・ 第2期明石文化芸術創生基本計画 体系図
- ・ 第2期明石文化芸術創生基本計画（素案）